

CORPORATE & TAX GLOBAL UPDATE

Newsletter

30 July 2024

「グローバル・プライベートM&Aガイド（英語）」発行のお知らせ

本ガイドは、非上場会社を対象とするクロスボーダーM&Aの準備、実行段階で直面する法務及び規制上の各種の論点について、40法域の状況を取りまとめています。

前回の2021年改訂以来、世界における法やビジネスを取り巻く環境は大きく変化しています。特に、独占禁止法およびその他の取引規制ルールは複雑さを増しており、これまで以上に積極的に施行が進んでいます。本最新版では、複雑な合併規制や外国投資規制に関する最新情報を盛り込んでいます。また、取引に影響を及ぼす可能性のある税務上の問題、雇用法上の義務、贈収賄防止に関する懸念事項も概説しています。

本ガイドはオンラインにより閲覧可能で、法域やトピックごとのデータ絞り込み、法域やトピックを跨いだデータ比較、また特定法域を詳しく調べることができます。

画像をクリックしてご覧ください。



Corporate & Tax Global Update ニュースレター Vol. 96

はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 96 となる本号では、米国財務省が中国関連の先端技術への対外投資を制限する規則案を発表、OECD-IF が Pillar 1-Amount B に関する追加ガイダンスを公表等の最新情報をお届けします。本ニュースレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

目次

1. グローバル

グローバル：OECD-IF、Pillar 1-Amount B に関する追加ガイダンスを公表

グローバル：OECD 第二の柱 第四次 Administrative Guidance の公表

2. アジア

マレーシア：IP 譲渡を伴うグローバル再編に関する課税処分に対する納税者勝訴判決

ベトナム：新労働組合法案の公表

ベトナム：新消費者法に関する指針を示す消費者令の公布

3. 米州

米国：米国財務省、中国関連の先端技術への対外投資を制限する規則案を発表

4. 欧州

英国：ボランティアクレジットが VAT の課税対象に

ドイツ：違法なロビー活動 — 汚職撲滅のための新たな刑事犯罪

5. ESG / Sustainability

グローバル：ISSB がサステナビリティ開示に関する新たな作業計画に着手

「2024年国際紛争展望（英語）」 レポート発行のお知らせ

経済停滞と地政学的リスクを背景に、企業は様々な課題に向けて準備を進めています。第7版となる本年次報告書では、紛争傾向の詳細な分析に加え、セクター・地域別の動向を分析します。大企業600社以上の社内弁護士によると、ESGや雇用リスクが最大の懸念事項として挙げられ、世界的な紛争は今後も増加傾向であるとの見方が示されています。今年一年の備えとなれば幸いです。

画像をクリックしてご覧ください。



1. グローバル

グローバル

OECD-IF、Pillar 1-Amount B に関する追加ガイダンスを公表

概要

2024年6月17日、OECDの包括的枠組み（以下、「OECD-IF」）は、Amount Bに関する追加ガイダンスを公表した。

Pillar 1-Amount Bに関しては、低キャパシティー法域（low-capacity jurisdictions）における基礎的なマーケティング・販売活動（Baseline marketing and distribution activities）への独立企業間原則の適用の簡素化・合理化されたアプローチの提供を目指してOECD-IFにおいて検討が進められ、2024年2月にAmount Bに関する報告書が公表された。

今回公表された追加ガイダンスは、2024年2月の報告書において残された実務的な諸点に関して言及するものである。公表は、当初予定されていた3月31日から大幅に遅れた形となった。この追加ガイダンスは、多国籍企業にとっても税務当局にとっても歓迎すべきものであるが、なおいくつかの課題も残されている。

2024年2月の報告書では、更なる作業が必要な分野のうち、以下の3つの点が未解決であった。

1. Amount Bに関する政治的なコミットメントのある法域のリスト。すなわち、当初「低キャパシティー法域（low-capacity jurisdictions）」と呼ばれ、現在は「対象法域（covered jurisdictions）」と呼称される地域の特定。
2. 適格法域（qualifying jurisdictions）の定義。この定義は、営業費用クロスチェックメカニズム（operating expense crosscheck mechanism）（5.2条）及びデータ入手可能性メカニズム（data availability mechanism）（5.3条）についての特別な上限利益率の適用に関して用いられる。
3. 追加的オプションとしての定性的対象範囲基準。この基準は、簡素化・合理化アプローチ（simplified and streamlined approach）の枠組みのなかで、基礎的なもの以外の活動（non-baseline activities）を実施する販売業者（distributors）を特定するための追加ステップとして、各法域が適用を選択できる。

2024年6月17日に公表されたOECD-IFの追加ガイダンスは、上記1及び2の項目のみを対象としている。3点目の、追加的オプションとしての定性的対象範囲基準については現在作業中であると思われる。OECD-IFは、Amount Bの枠組みを含むPillar 1に関する作業が進行中であることを認めてはいるが、この残された項目の最終決定までの具体的なスケジュールは示していない。また、Amount Bが任意のものなのか、それともOECD-IFがいまだ強制適用の手法を検討中なのかについても、完全には明らかになっていない。

対象法域

追加ガイダンスでは、対象範囲内の取引について、簡素化・合理化アプローチ、すなわちAmount Bの下での成果を尊重するという包括的枠組み（以下、「IF」）加盟国のコミットメントの対象となる法域を指す、より中立的な新しい用語を導入している。2024年2月の報告書では、これらの法域は「低キャパシティー法域」と呼ばれていた。今回の追加ガイダンスでは、コミットメントの対象となる法域が、低キャパシティー法域であるとの示唆を避けるため、「対象法域」と呼称することとした。

「グローバルグループ再編ガイド」発行のお知らせ

世界各国で多くのグループ企業を有する欧米の多国籍企業は、越境合併、越境分割、越境組織変更や税務上の居住地の変更等、組織再編の手法を活用して積極的・頻りにグローバル規模のグループ再編を検討、実施し、戦略的目的を実現しています。日本企業の間では、多国籍企業化してからの歴史が比較的浅いこともあり、欧米の競争相手に比べて、グローバル規模でのグループ再編に取り組むことは未だ一般的になっていません。このような問題意識から、本ニューズレターにて3回にわたり連載した日本企業による「グローバルグループ再編シリーズ」をまとめたガイドを発行いたしました。

日本企業によるグローバルグループ再編の検討材料のひとつとなり、厳しさを増す国際環境での競争力強化の一助となれば幸いです。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



対象法域には、以下のリストの通り、66の低・中所得法域が含まれており、アフリカ、中東、アジア及びアジアの小規模経済圏が含まれていることは注目に値する。また、ブラジル、メキシコ、アルゼンチン、ナイジェリア及びタイなど、大規模な発展途上国も含まれている。

- Albania
- Angola
- Argentina
- Armenia
- Azerbaijan
- Belarus
- Belize
- Benin
- Bosnia and Herzegovina
- Botswana
- Brazil
- Burkina Faso
- Cabo Verde
- Cameroon
- Congo
- Costa Rica
- Côte d'Ivoire
- Democratic Republic of the Congo
- Djibouti
- Dominica
- Dominican Republic
- Egypt
- Eswatini
- Fiji
- Gabon
- Georgia
- Grenada
- Haiti
- Honduras
- Jamaica
- Jordan
- Kazakhstan
- Kenya
- Liberia
- Malaysia
- Maldives
- Mauritania
- Mauritius
- Mexico
- Moldova
- Mongolia
- Montenegro
- Morocco
- Namibia
- Nigeria
- North Macedonia
- Pakistan
- Papua New Guinea
- Paraguay
- Peru
- Philippines
- Saint Lucia
- Saint Vincent and the Grenadines
- Samoa
- Senegal
- Serbia
- Sierra Leone
- South Africa
- Sri Lanka
- Thailand
- Togo
- Tunisia
- Ukraine
- Uzbekistan
- Viet Nam
- Zambia

対象法域として掲げられているからといって、そのような法域が簡素化・合理化アプローチを適用する義務がある、あるいは適用する予定であることが直ちに意味されるものではない。しかし、追加ガイダンスについての報告書によれば、2024年3月以前に、アルゼンチン、ブラジル、コスタリカ、メキシコ及び南アフリカはすでに Amount B 適用の意思を表明している。従って、まだ含まれていないのであれば、対象法域として扱われるべきである。

対象法域のリストは5年ごとに見直されることとなっており、最初の見直しは2029年12月31日に予定されている。IF加盟国の中には、5年後の再延長に同意する前に、自らの政治的コミットメントを見直す可能性を示唆する国もある。例えば、ある対象法域が2025年末までに Amount A を実施する多国間条約（MLC）を批准していない場合などである。さらに、トルコは、二国間租税条約が締結されている対象法域のみを政治的コミットメントに含めるとしている。世界銀行グループの所得水準による国別分類を用いた、低所得又は中所得の法域である IF 非加盟国が、Amount B を適用する意思を表明した場合、対象法域のリストに追加される可能性があることは注目に値する。

適格法域

第5.2条の適格法域の定義は、営業費用クロスチェックの適用に関連するものであり、これにより、適格法域が関与する取引には、より高い上限営業費用利益率が適用される。より高い上限営業費用利益率が適用される適格法域のリストには、世界銀行グループによって低所得、低中所得、高中所得に分類される132の法域が含まれる。このリストには、ブラジル、中国、メキシコ及びトルコなどの法域が含まれている。

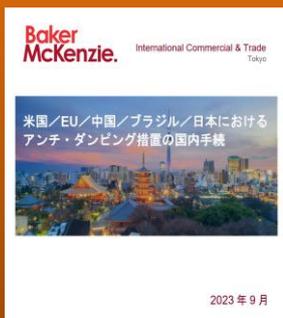
第5.3条における適格法域の定義は、データ入手可能性メカニズムに関連しており、検証対象企業（tested party）が適格法域に所在する場合の、プライシング・マトリックスから得られるリターンの上方修正を規定する。調整額の大きさは、当該適格法域のソブリン信用格付けと、検証対象企業の資産集約度を考慮して決せられる。このような調整が適用される適格法域のリストには135の法域が含まれており、比較対象企業が5つ未満で、ソブリン信用格付けが入手可能な、グローバル・セットにおけるデータが不十分な法域が

「アンチ・ダンピング措置の国内手続」ガイドのお知らせ

近年、WTOアンチ・ダンピング協定に基づくアンチ・ダンピング関税の賦課件数が年間100件を超える水準で推移しています。

本ガイドでは、アンチ・ダンピング措置の発動国として件数の最も多い米国のアンチ・ダンピング関税賦課の国内手続の概要に加え、EU、中国、ブラジル、及び日本の国内手続の概要を説明しています。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



これと関係する。5.2条と5.3条の適格法域のリストは、重複する部分もあるが、同一ではない。

考察

Amount B ガイダンスの5.2条（営業費用クロスチェック）又は5.3条（データ入手可能性メカニズム）のいずれかに適格法域として分類されているにもかかわらず、その法域が対象法域のリストに含まれていない場合については、なおその位置づけが不透明である。例えば、中国、コロンビア、インド及びトルコがこれに該当する。このような場合、ガイダンスは、これらの法域に所在する検証対象企業に対して、Amount B のリターンを決定する際の具体的な考慮事項を示しているが、これらの法域が対象法域のリストに含まれていないという事実は、Amount B の結果を尊重するというIF加盟国による明示的なコミットメントからこれらの法域を除外するということである。この曖昧さは二重課税の可能性につながりかねず、さらなる明確化が求められる。Amount B がオプションであることは、二重課税の可能性を増大させ、Amount B が生み出すはずの課税の確実性を低下させる。OECD-IF が将来のガイダンスでこの問題に取り組むかどうかは現時点では不明である。

[最初のページに戻る](#)

グローバル

OECD 第二の柱 第四次 Administrative Guidance の公表

2024年6月17日、OECD/G20のBEPS包括的枠組み（Inclusive Framework、以下、「IF」）は、2021年12月20日に公表したグローバル税源浸食防止ルール（Global anti-Base Erosion Rule、以下、「GloBEルール」）のモデル規則の実施に関するAdministrative Guidance（以下、「本ガイダンス」）を公表した。本ガイダンスは、2023年2月、7月、12月のガイダンスに続く第四弾であり、繰延税金負債（以下、「DTL」）の取り崩し、GloBE上と会計上の簿価の差異に関する税効果の取り扱い、PEとCFCに対する当期税金費用と繰延税金費用の配分、特定のハイブリッドエンティティが関連する状況におけるGloBE利益とCovered Taxの配分、証券化ビークルの適切な取り扱いについて取り上げている。なお、詳細については、弊所USオフィスのクライアントアラートを参照されたい。

また、IFは、同日、各国国内法として導入されることとなる所得合算ルール（以下、「IIR」）、軽減課税所得ルール（UTPR）、国内ミニマム課税（以下、「QDMTT」）の適格性を評価し、（特定の国・地域におけるQDMTTが適格であること、その他の条件を充足することにより、その国・地域にかかるGloBEルールに基づくトップアップ税額をゼロとみなす）QDMTTセーフハーバーの適用可能性を判断するためのピアレビューの計画を概説する簡潔なQ&Aを公表した。

本ガイダンスの内容は多岐にわたるが、特に重要な項目として、例えば、以下の項目が挙げられる。

① DTLの取り崩し

モデル規則の4.4.4は、認識された後5年間取り崩されなかったDTLについては、Covered Taxの計算上、原則的に、DTLの発生年度に遡って取り崩すことを求めている。言い換えると、過年度に将来加算一時差異についてDTLを計上（つまり税金費用を認識するのでCovered Taxが増加する）したとしても、一定期間経過後、将来加算一時差異がそのまま残る場合は、過年度に「認識しすぎた」DTLを取り崩すことにより、Covered Taxが減少する（ひいては、ETRの計算に影響を与える）こととなる。しかしながら、これは多国籍企業

「Workforce Redesign」ガイド のお知らせ

あらゆる市場やセクターが景気変動の影響を受け、企業は対応に奔走しています。パンデミックは、事業回復力を構築する上で重要な役割があった反面、人材争奪戦やより柔軟な労働力の導入等といった不確実な状況も生み出しました。本ガイドでは、ペーカーマッケンジーの4人の専門家が現在の経済情勢を分析し、企業における労働力の再設計について遂行すべき取組について見解を示しています。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



において、原則的に DTL を関連する資産レベルで把握することを求め、更に、会計と GloBE 計算上の DTL が乖離することにより、トラッキングすべき数値が増え、会計実務にかなりの負担を強いることとなる。そこで、本ガイダンスは、GloBE 計算上の DTL の把握に際して、許容される処理を明確にしている。

② 当期税金費用の他国への配分

支店、CFC を有する法人については、本店所在地において発生する当期税金費用を一定の合理的な方法により、支店の所在地、CFC の所在地に配分した上で、租税負担率、IIR に基づくトップアップ税額を計算することとなる（モデルルール 4.3.2(a)参照）。本ガイダンスは、この当期税金費用の他国への配分について、外国税額控除の仕組みも加味した計算ステップについて提供している。

本ガイダンスの内容は、将来的には日本の国際最低課税額に対する法人税にかかる政省令に反映されることが予想され、今後も多国籍企業については、影響の検討が必要となってくる。

[最初のページに戻る](#)

2. アジア

マレーシア

IP 譲渡を伴うグローバル再編に関する課税処分に対する納税者勝訴判決

近時、マレーシア内国歳入庁（IRB）による処分に対する税務訴訟において納税者側勝訴とする重要な判決が下された（以下、「本判決」）。マレーシア控訴裁判所（the Malaysian Court of Appeal）は、IRB を支持した第一審裁判所（the High Court）の判決を満場一致で覆した。

本判決は、資本と所得を区別するための基準及び長期化した税務調査に対する時効条項の適用関係について、明確な基準を提示した。

ごく簡略化した事案の概要は以下の通りである。納税者は、従前マレーシアにおいて開発製造事業を行っていたが、グローバルな事業再編の一環として、その保有する主要な IP を別会社に売却し、代わりに当該 IP のライセンスの付与を受ける形で再編を行った。これにより、納税者の事業の性質は受託製造事業に変化し、その保有する機能、資産、リスクの減少により利益が減少した。IRB は税務調査を開始し、その後、IP 売却代金は納税者が喪失した利益の代償であるとして、IP 売却代金を所得として評価した。その結果、IRB は調査対象年度から 9 年後に約 3 億 1,100 万リンギットにのぼる追徴課税と罰則を科した。

控訴裁判所による判決の概要

控訴裁判所は、以下の理由により納税者の控訴を認め、IRB の課税処分を無効とした：

1. 「バッジ・オブ・トレード（Badges of Trade）」テストは資本収入と所得収入を区別するための適切な法的基準である。

控訴裁判所は、「Badges of Trade」テストがマレーシアにおける資本と所得の受取を区別する基準であるという理解を前提に、当該テストが、IP を含む広範な資産の売却に適用され、IRB が発動した第 4 条（f）を含む、マレーシ

「グローバル・パブリックM&Aガイド（英語）」更新のお知らせ

パブリックM&A（上場企業の買収）は、複数の法域に又がることが多く、マーケットに関する知識と法的専門知識の双方が必要となります。

本ガイドは、上場企業の買収の実務に焦点を当て、一般的な法的枠組み、各国における買収の実務と戦術、上場企業のM&A取引に関する主要な法的留意点を要約しています。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



ア所得税法（The Income Tax Act、以下「ITA」）第4条に基づくすべての種類の「所得」をカバーするものと判示した。

- 納税者はIPの販売事業を行っていなかった。当該IPは納税者が販売する製品の生産に使用する資本資産であった。
- 納税者はIPを売却するまでの9年間、IPを保有・開発しており、所有期間は長期にわたっていた。
- 再編に伴うIPの売却は一回限りの取引であった。
- 再編に伴うIPの売却は、営利目的ではなく、企業再編のために行われたものであった。
- 買い手を引き付けるための特別な努力がなされなかった。
- 当該IPは現状有姿のまま売却され、商品性を高めるための改良は行われなかった。

その上で、控訴裁判所は、IP売却による収入は資本取引によるものであり、ITAの課税対象にはならないと結論づけた。

2. IRBが主張する「完全な売却テスト」に法的根拠はない

IRBは、IPの「完全な売却（outright sale）」はなかったとして、IP売却による収入は所得とみなされるべきであると主張した。その理由は2つあり、1つ目は、納税者が売却後もIPを使用し続けていたこと、2つ目は、IPの法的所有権が購入者に移転していないことである。

しかし、控訴裁判所は当事者間の契約書を精査し、売買契約の条項には対価と引き換えにIPを譲渡することが明示されているとし、従って、納税者は確かにIPを売却し、その後、別個のサービス契約、特に製造委託契約に基づき、ライセンスーとしてこれらの権利を使用していると判示した。

その結果、控訴裁判所は、IRBが主張する「完全な売却はない」という主張には理由がないと判断した。

3. IPの資本的性質とは無関係な評価方法

納税者は、IPの使用から生じる将来のキャッシュフローを予測するDCF法を用いてIPを評価した。IRBは、この評価方法は収益が収入損失の補償であることを示していると主張した。

しかし、控訴裁判所は、IPの評価に使用された評価方法は、その資本的性質に影響を及ぼすものではないと判断した。さらに、裁判所は、納税者がIPを所有しなくなったため、受託製造業者としての機能、リスク、資産をより少なく適切に引き受けたと指摘し、再編後の納税者の利益率の低下を正当化した。

4. 「過失」の主張では時効を中断するには不十分である

IRBは該当する評価年から9年後に税務評価を下したため、ITAの定める5年の時効期間を経過していた。これに対し、IRBは納税者に以下の過失があったため時効は成立していないと主張した。すなわち、（1）IP売却代金を所得ではなく資本として申告したこと、（2）税務調査段階でIPの評価報告書を提出しなかったことの2点である。

しかし、控訴裁判所は上記IRBのいずれの主張も排斥し、IRBによる時効の中断の主張を認めなかった。

要点

本判決は、IPを含むあらゆる種類の資産の処分において、資本と所得を区別するための適切な法的基準として「Badges of Trade」テストを肯定した点で

「企業の実質的所有者（英語）」 レポート更新のお知らせ

この度、EU 及びその他の国における実質的所有者報告義務に関するレポート「企業の実質的所有者」を更新しました。

本レポートでは、2022年2月1日時点における、第5次マネーロンダリング指令（MLD5）の施行に関するEU加盟国の遵守状況をハイレベルで概観するとともに、EUを脱退している英国、さらに香港、シンガポールの実質的所有者報告制度も網羅しています。是非ご一読ください。

本レポート（無料）をご希望の方は
メールにてご連絡ください。



重要である。今回問題となったような IP の譲渡を伴う再編行為は極めて一般的なものであり、このような再編行為に関する実務上の疑義が相当程度払拭されたと言えるだろう。また、本判決は時効の中断に必要な「過失」の要件の意義を明確にした。この明確化はマレーシアで事業を営む企業により大きな法的確実性・予見可能性を与える。

さらに、本判決は、綿密に計画され、慎重に作成された売買契約の重要性を強調している。本件の契約書が、納税者による IP の売却を立証する上で極めて重要な役割を担ったように、同種の再編行為に当たっては、綿密に計画・各種ドキュメンテーションを準備しておくことが将来の税務調査や紛争に対して防御的な立場を確立するのに重要であることが示唆されていると言える。

[最初のページに戻る](#)

ベトナム

新労働組合法案の公表

ベトナム労働総同盟（VGCL）は、現行の 2012 年労働組合法に代わる新たな労働組合法の案（以下、「新法案」）を公表した。新法案の要点は以下の通りである。

1. 従来の VGCL 労働組合制度と並ぶ、労働者組織の存在と運営の承認

2019 年労働法で初めて導入された「企業における労働者組織」の概念が、今回の新法案で明示的に取り上げられ、労働者組織に労働組合制度に加入する権利が与えられている。

2. 外国人労働者の労働組合加入を認めるオプション

外国人労働者の労働組合加入は解決されていない課題であり、国会でさらに審議される可能性がある。

3. 労働組合監督権の拡大

労働組合が国家当局による検査、審査及び監督活動に参加する権利は、既に現行の 2012 年労働組合法に規定されている。新法案では、労働組合の監督機能に関する定めを新たな条文に分離し、新たな指針を追加することを提案している。

具体的には、新法案では、労働組合による監督は、国家当局と連携して、又はベトナム祖国戦線委員会の要請があれば実施できるとしている。さらに、労働組合は、監督中に企業や組織に対し情報や書類の提出を要求することができ、また、関連する国家当局に対し、違反を犯した企業や組織への制裁を検討するよう要請することができる。

4. 使用者の労働組合費が免除又は減額されるケース

使用者が天災、火災、疫病によって困難に遭遇し、生産又は事業が一時的に中断した場合、労働組合費の拠出が免除又は減額される。

5. 労働組合費の使用に関する 2 つの追加オプション

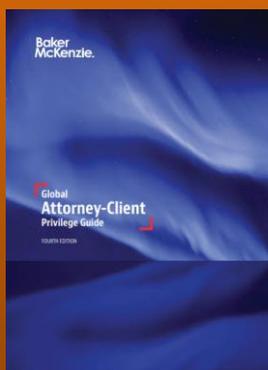
第一の選択肢は、労働組合費を草の根の労働者代表組織（すなわち、企業単位の労働組合又は労働者組織）に全額分配するというものである。新法案では明確でないものの、草の根の労働者代表組織が存在しない場合、上部の労働組合が労働組合費を管理することが意図されていると考えられる。

「弁護士・依頼者間の秘匿特権（英語）」グローバルガイド 第4版発行のお知らせ

この度、「弁護士・依頼者間の秘匿特権（英語）」グローバルガイド第4版を発行しました。

本ガイドは、主要34法域の秘匿特権に関する法令と実務を包括的に網羅しています。世界情勢から紛争リスクの高まる中、各国ごとに異なる複雑な秘匿特権のルールを把握し、現地弁護士との秘密保持を徹底する必要がある企業にとって、貴重なリソースとなります。是非一読の上、さらに詳細をお知りになりたいときは弊所紛争解決グループまでご相談ください。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



第二の選択肢は、以下の4つのシナリオに従って、労働組合費の25%を上部の労働組合が管理、使用し、残りの75%を企業単位の労働組合と労働者組織に分配するというものである。

- ① 労働組合のみ存在する場合、労働組合が75%の全額受領する。
 - ② 労働者組織のみ存在する場合、当該労働者組織に属する労働者の、労働組合費を支払った労働者の数に対する比率に応じて、労働組合費を受領することができる。
 - ③ 労働組合と労働者組織の両方が存在する場合、75%から、上記②に従って労働者組織に分配される労働組合費の額を控除した残額を、労働組合は受領する。
 - ④ いずれも存在しない場合、上部の労働組合はすべての労働組合費を管理し、草の根の労働組合又は労働者組織が組織された場合には、未使用の労働組合費を上記に従って返還する。
6. VGCL 制度における草の根レベルの組織としての「産業別組合」の導入

産業別組合は、同じ部門、同じ職業の労働者、その他特定の労働者を対象とする。新法案では産業別組合に関する詳細規定はまだ示されていない。

7. 禁止行為の追加

使用者に対する禁止事項については、(i) 労働組合の設立、参加、運営を理由に従業員を差別したり不利益を与える行為を明確化し、(ii) 労働組合費の未納に関する行為が追加された。

8. その他の事項

新法案はまた、労働組合員や労働者の権利に関連する法律案や政策案について、労働組合が意見を述べる権利、また労働組合の財務を公表する義務を定める。これらは既に実務として定着しており、それを新法案において公式に認めるものといえる。

[最初のページに戻る](#)

ベトナム

新消費者法に関する指針を示す消費者令の公布

2024年5月16日、政府は2023年消費者法に関するガイダンスを提供する政令第55/2024/ND-CP号（以下、「消費者令」）を公布した。消費者令は、ベトナムの消費者保護を強化し、多様な商業環境を規制することを目的とする。特に、遠隔地取引、デジタルプラットフォーム、インフルエンサーなどが重要な役割を果たすようになった現在の商取引に対応できるよう、政府が積極的なアプローチをとる姿勢を示すものである。

消費者令は、消費者法の施行にあわせて、2024年7月1日に発効し、猶予期間なしに直ちに実施される。以下に消費者令の主要な項目をまとめる。

1. 消費者向け書式要件

消費者令は、2023年消費者法に類似した現地語要件を改めて定めており、消費者契約、標準書式契約、一般取引条件に関する追加的な視覚基準を規定している。

2. 遠隔地取引における取引業者の責任

「2022-2025年における税務紛争展望（英語）」レポート発行のお知らせ

世界的なビジネスの急速な変革と国際的な政策の転換は、企業の税務エクスポージャー、財務の回復力、戦略、経営手法に大きな影響を与えています。これらの要因は、あらゆるセクターにおける企業が、今後の税務紛争解決にどのように取り組むべきかを定める重要な要素となりえます。ペーカーマッケンジーでは、2021年後半に日本を含む主要10か国6セクターの税務責任者1,200人を対象とした独自調査を行い、税務紛争チーム及び国際税務チームの知見をもとに、「税務紛争展望レポート」を発行しました。

以下のイメージをクリックして是非ご一読ください。



消費者令は、遠隔地取引における取引業者の義務を定め、特に、(i) 製品、商品及びサービスの交換及び返品、(ii) 消費者からのフィードバック、要望及び苦情の処理について、手続きに関する情報を明示することを求めている。

3. 大規模デジタルプラットフォームの定義と責任

大規模デジタルプラットフォームとは、電子取引を促進するもので、サイバースペースにおける事業活動のために設立、運営され、以下のいずれかの基準を満たすものをいう。

- ベトナムで、電子取引法に従って、年間300万以上のアクティブユーザーアカウントを保有している。事業者はデジタルプラットフォームにおけるアクティブユーザーアカウント数を把握する義務がある。
- 電子取引法における大規模又は超大規模な仲介デジタルプラットフォームとして分類される。

大規模なデジタルプラットフォームの責任は、大きく次の2つのカテゴリーがある。(i) プラットフォームが検索機能を有する場合には、製品、商品及びサービスの表示の優先順位の基準を明らかにすること。また、表示される内容がスポンサーによるものである場合には、検索結果においてその旨を明らかにしなければならない。(ii) オンライン報告用アカウントを開設し、報告データ（ターゲティング広告の保存、コンテンツの調整、消費者からの苦情の受領と処理など）を、報告要請後5営業日以内に指定された国家当局のポータルに電子的に提出すること。

4. インフルエンサーの定義

消費者令は、消費者法に沿って「インフルエンサー」の定義において定性的なアプローチを採用し（特定の分野、業界、職業における専門家、著名人、社会的に注目されている人など）、より分かりやすくするための例示によって補足している。

5. 欠陥商品／製品の特定

消費者令は、欠陥商品／製品を特定するための様々な情報源を規定している。例えば、関係当局や国際機関からの通知や警告、裁判所の判決、関係当局の欠陥製品リコール決定などである。取引業者は、リコールプログラムのために欠陥のある製品／商品を正しく特定する責任を負う。

[最初のページに戻る](#)

3. 米州

米国

米国財務省、中国関連の先端技術への対外投資を制限する規則案を発表

2024年6月21日、米国財務省は、「懸念国における国家安全保障技術及び製品に対する米国の投資」に関する2023年8月9日付大統領令第14105号に基づき、中国と関連があり、3つの特定技術分野（半導体・マイクロエレクトロニクス、量子情報技術、AI）に従事する企業への投資を禁止し又は届出を義務付ける規則制定案告示（以下、「NPRM」又は「規則案」）を発行した。この規制案は、財務省の対外投資審査制度が、米国人の中国及び中国関連企業への投資能力（財務省への届出なしに投資を行う場合）に影響を与えることを示唆している。

NPRMは、昨年大統領令第14105号と同時に発表された事前規則制定案告示（以下、「ANPRM」）に対するパブリックコメントについての財務省の検討結果を反映した規則案となっている。NPRMは、2024年8月4日までパブリックコメントを募集し、最終的な規則は2024年第4四半期又は2025年初頭に発表される見通しである。

対外投資制度の概要

大統領令第14105号とこれに関連する規則は、中国の軍事力、情報力、監視能力、サイバー能力を強化し得る先端技術を有する中国関連企業への米国からの投資を制限することで、米国の国家安全保障上の脅威に対処することを目的としている。これらの措置は、中国の先端コンピューティング及び半導体部門を対象とした米国の輸出規制の拡大や、対米外国投資委員会（以下、「CFIUS」）による対米投資審査プロセスなど、中国の先進技術開発努力に焦点を当てた米国の国家安全保障対策に追加されるものである。

NPRMで検討されている規則は、以下の主要な原則を中心に策定されている。

1. 米国人を基準とするコンプライアンス体制

規則案では、「米国人」に対して、特定の取引分野への関与禁止、又はその他の取引分野に関する取引完了後の届出義務という形で、義務を課すものである。ANPRMと同様、CFIUSプロセスに類似した米国政府による各取引ごとの審査は予定されていない。これらの義務に違反した場合、国際緊急経済権限法（以下、「IEEPA」）に基づき、禁止取引の解消を含む民事及び刑事罰の対象となる。規則案は、微妙なニュアンスを含んでおり、特に米国人が行う取引デューデリジェンスや契約上の保証の要求等、コンプライアンスリスク管理戦略に反映されるべきである。

2. 広範な域外適用及び国外への影響力

規則案は、米国人による取引であって、特に懸念国に本社又は拠点を置く企業とその子会社を含む定義となっている「懸念国の者」が関与するものに適用される。懸念国とは、中華人民共和国、香港及びマカオを指す（以下、総称して「中国」）。ANPRMと同様、これには、中国の国民又は永住者である個人、中国政府、中国に本社又は主たる事業所を置く又は中国の法律に基づいて設立された企業、又は上記のいずれかが直接又は間接的に過半数を所有する企業が含まれる。NPRMでは、「対象外国人」（規則案において、届出又は禁止の対象として指定された技術に関連する活動に従事する懸念国の者を意味する）に対し「特定の利害関係」（例えば、議決権、取締役、所有持分又は契約上の権利など）を有し、収益等の一定の財務指標のうち50%以上が対象外国人に帰属する場合の第三国企業との取引も対象となる。

3. 対象技術

規則案では、以下の技術の一部（以下、総称して「対象技術」、規則では「国家安全保障技術及び製品」とされる）に関連する米国人取引が対象となる。

- 半導体及びマイクロエレクトロニクス
- 量子情報技術
- AIシステム

対外投資審査制度の主な要素（範囲、定義、例外など）は、ANPRMから大きな変更はなく、中心となる要素（禁止又は届出の対象となる技術カテゴリー

リーなど)は大統領令第14105号によって定められている。NPRMは、以下に述べるように、いくつかの分野に関して曖昧だった点を明確化している。

NPRMの要点

NPRMには、規則案の全文が記載されており、2023年8月のANPRMに対する約60件のパブリックコメントに対する財務省の考察が述べられている。以下では、NPRMの主な要点をいくつか紹介する。

1. 対象取引と除外取引のカテゴリー

対象取引の大まかな分類は、ANPRMで検討されていたものからほとんど変更されていない。例えば、持分及び条件付持分の取得(M&A、プライベートエクイティ投資、ベンチャーキャピタル投資を含む)、グリーンフィールド投資、ジョイントベンチャー(以下、「JV」)、株式転換権付負債による資金調達などである。NPRMでは、以下に説明する一部の要素について修正され、明確化されている。

• ブラウンフィールド投資

NPRMは、ブラウンフィールド投資(すなわち、外国で新たな事業を開始するために既存の施設に投資すること)の概念を導入しており、グリーンフィールド投資やJVとあわせて規制の対象とされている。

• 間接対象取引

米国人が最終的に対象外国人に投資が行われることを認識していた場合、米国人が複数の中間法人を通じて間接的に投資する場合も対象取引の範囲に含まれる。

• 特別な権利を有する負債

財務省は、ANPRMにおいて、株式に転換できる負債を対象取引の範囲に含めることを検討していた。しかし、NPRMでは対象取引の範囲が拡大され、「特別な権利を有する負債」という新たなカテゴリーが追加された。これは、米国人が対象外国人のために経営上の意思決定を行う権利又は対象外国人の取締役会の構成員を任命する権利を付与する又は将来付与するデットファイナンスを提供することをいう。

• 米国人LPによる集合投資ファンドへの投資

ANPRMでは、集合投資ファンドへのLP投資を対象とすることが検討されていたが、NPRMでは、そのような投資についての対象取引該当性を詳しく定めている。(i)この規則は、米国人以外が管理するファンドにのみ適用され(米国人が管理するファンドは、すでに対象取引の主な要件に該当するため)、(ii)LP投資は、米国人が投資時に、集合ファンドが対象外国人に投資する可能性があることを認識している場合にのみ対象となり(ファンド募集時には、集合投資ファンドが将来の具体的な投資内容を把握していない可能性があることを考慮)、(iii)LP投資に関する制限は、集合投資ファンドが、米国人が直接行った場合には対象取引となる投資を行う場合にのみ適用され、(iv)LPによる禁止取引又は届出義務のある取引は、集合投資ファンドが実際に対象外国人に投資した場合にのみ発生する。

• 除外される取引

ANPRMと同様に、財務省はNPRMにおいて、特定の取引カテゴリーはそもそも「対象取引」の定義に該当しないことを明確にしている。例えば、大学間での研究協力、対象技術に関する契約上の取り決

めや原材料の調達、知的財産のライセンス、銀行融資、銀行による支払いの処理、決済及び送金、引受業務、債務格付けサービス、プライム・ブローカレッジ、グローバルカストディ業務、株式分析、又は取引に付随するその他のサービスなどがこれらの除外取引に該当する。

さらに、NPRMは対象取引の定義から除外される取引を規定しており、これには以下が含まれるが、これらに限定されない。(i) 米国人による上場有価証券への投資、(ii) 米国人によるインデックスファンド、ミューチュアルファンド、上場投資信託(ETF)などの投資会社が発行する有価証券への投資、(iii) 米国人LPによる「一定規模」(未定義となっている)の集合投資ファンドへの投資、(iv) 米国人親会社とその子会社間の、事業継続性を担保するための企業内取引。

- 米国人LP投資の例外-2つの基準

財務省は、米国人による対象外国人に投資する集合ファンドへのLP投資が除外取引に該当するかどうかの基準を定めるための2つの選択的な基準を検討している。

- 基準1

(i) LPの権利がパッシブ投資に沿うものであり、かつ(ii) LPの出資コミットメント額が集合投資の運用資産総額の50%を超えない場合(又は、集合投資ファンドが禁止取引にその資本を使用しない旨の拘束力のある合意を米国人LPが確保した場合)、米国人LPの投資は適用除外取引となる。

- 基準2

米国人集合投資ファンドへのLP投資額が100万ドル以下であれば、その取引は除外取引として扱われる。

- パートナー国特例-他国間規制

中国を対象とした対外投資規制に対する、特にEU加盟国を中心とした多国間での関心の高まり、及び米国とパートナー関係にある他の国々(台湾など)における既存の対外投資規制を考慮し、NPRMでは、財務省が今後指定する国又は地域(すなわち、米国と同調した対外投資審査体制を実施する国または地域)の非米国人が関与する取引の場合に、その取引が何らかの形でそのパートナー国の対外投資審査体制により承認されるか又は準拠する場合に、除外取引とし得る仕組みを導入している。

2. 米国人以外による特定の取引に関する米国人の義務

規則案は、一定の非米国人による取引に関しても、米国人に義務を課すものである。

- 米国人が支配する外国法人に関する義務

米国人が非米国企業(以下、「外国被支配企業」)を支配している場合、その外国被支配企業が、米国人が行ったならば禁止取引となる取引を行うことを禁止し、防止するために「全ての合理的な措置」を講じ、また、米国人が行ったならば届出が必要な取引を外国被支配企業が行う場合には財務省に届け出ることが義務付けられる。

外国被支配企業の米国人親会社が全ての合理的な措置を講じたかどうかを評価する際、財務省は、米国人親会社とその外国被支配企業に関して、規則案の遵守に関する定期的な研修と報告要件の存在と実施、

内部統制の実施などを考慮する。財務省は、米国人親会社の規模と複雑性を考慮するなど、全体的な事実に基づいて遵守状況を評価する。

- 米国人が、非米国人による取引を「故意に指示した」場合

ANPRMに対するコメントでは、米国人による具体的な行為が、非米国人による取引を「故意に指示」したとみなされるかどうかについて明確化を求める声が上がった。財務省は、ANPRMの「故意の指示」の定義をほぼ維持し、米国人が非米国人企業に代わって意思決定を行う又は実質的に意思決定に参加する権限を有し、禁止取引に該当する取引を指示、命令、決定又は承認する権限を行使する場合には、「故意の指示」となるとした。米国人が役員、取締役、上級顧問である場合、又はその他の方法でシニアレベルの権限を有している場合、米国人はそのような権限を持つことになる。財務省は、ANPRMと同様に、銀行サービスなどの第三者サービスについては「故意に指示」の範囲から除外する意向を示している。

3. 外国被支配企業の定義

財務省はNPRMの中で、外国被支配企業の明確な定義を定めている。規則案では、米国人による議決権持分又は米国人による外国企業の取締役会の議決権によって、外国被支配企業となり得るとしている。

米国人が、複数の親子会社関係を通じて議決権持分又は取締役会における議決権を保有している場合、子会社が保有している議決権持分又は取締役会における議決権は、間接的に親会社が完全に保有しているものとされる。これに対し、ある企業が他の企業の議決権持分又は取締役会の議決権の50%以下を保有している場合、つまり、親子会社関係ではない場合、最初の企業に帰属する間接的な議決権持分又は取締役会の議決権の保有は、比例配分により決定される。米国人が同じ企業に対して直接及び間接に持分を保有している場合、米国人の議決権持分又は取締役会の議決権に対する直接及び間接の持分は合算される。議決権持分と議決権は、それぞれ独立して評価される。

NPRMで示された例として、米国人が非米国人企業Cの議決権株式の25%を所有し、非米国人企業Cが非米国人企業Dの議決権株式の60%を所有している場合には、米国人は間接的に非米国人企業Dの議決権株式の15%を所有している。米国人が間接的にDの議決権株式の15%を所有しているだけで、Dは米国人の外国被支配企業とはならない。

4. 米国人の取引時における認識の基準

米国人が、禁止取引であるか、届出が必要か、あるいは規制の対象外であるかを判断しなければならないため、財務省には認識の基準に関して多数の意見が寄せられた。財務省は、対象取引の定義などの規定は、米国人が取引時に該当する事実や状況について認識（一定の場合には意図）を有している場合にのみ適用されるとした。

- 定義

財務省は、一般に公開されている情報又は合理的かつ適切な調査によって入手できる情報に基づいて、以下のいずれかが該当する場合には、認識を有すると定義している。事実又は状況が存在すること若しくは事実又は状況が発生することがほぼ確実であることを実際に知っている場合、事実若しくは状況が存在する可能性若しくは将来発生する可能性が高いことを認識している場合、又は事実若しくは状況が存在することを知るべき理由がある場合。

- 適用

対象取引の定義案では、一般的に米国人は取引時に、その取引が
(i) 対象外国人の関与を伴う、又は (ii) 懸念国（中国）の者が新たな対象活動（事業の転換の場合）に従事することになることを認識していることが要件となる。

- JV 及びグリーンフィールド／ブラウンフィールド投資に関する修正

NPRM は、認識の基準について、JV への投資又はグリーンフィールド／ブラウンフィールド投資の場合には、米国人が投資時に対象外国人事業を設立すること又は懸念国の者による既存事業を対象活動に転換することのいずれかを意図する場合として、修正している。規則案は、JV 投資の場合は米国人の認識又は意図に基づいて適用され、グリーンフィールド／ブラウンフィールド投資の場合は米国人の意図に基づいてのみ適用される。

- 集合投資ファンドに投資する米国人 LP に関する修正

米国人 LP が、LP 勧誘時に、集合投資ファンドが対象外国人に投資する可能性について知っていたかあるいは知るべき理由があったかどうかを判断するにあたり、財務省は、LP に対し、集合投資ファンドが対象外国人に投資する可能性を評価する際に、当該ファンドの地理的・業種的投資対象を考慮するよう求めている。

- 米国輸出管理規則（EAR）との整合性

NPRM は、最終規則における「認識」の定義を EAR における定義に整合させることを確認している。

5. 対象外国人の範囲を、対象外国人の中国外の親会社にも拡大

NPRM は、対象外国人の定義に域外適用に関する（すなわち中国外）拡張条項を規定しており、(i)（例えば、禁止取引の場合、集積回路の設計のための電子設計自動化ソフトウェアの開発など）対象活動に従事する懸念国の者に関して「特定の利害関係」（議決権持分、取締役の指名権など）を有しており、かつ (ii) 親会社の収益、純利益、資本支出又は営業費用の 50% 以上を、対象活動に従事する懸念国の者が占める場合には、対象外国人の中国外の親会社も、対象外国人に含めることとしている。なお、財務省は、上記の (ii) の財務指標の分析を複合的ではなく、個別に評価することを意図している。

6. 届出及び禁止の対象となる対象技術

- 標準化された AI の定義

大統領令第 14105 号に続いて、大統領令第 14110 号「人工知能の安全、安心で信頼できる開発と利用」が発令されている。NPRM は、大統領令第 14110 号の AI 及び AI システムの定義を、規則案の定義に組み込み、「AI システム」とは、以下のものをいう。

- (a) 人間が定義した所定の目的に関して、現実又は仮想環境に影響を与える予測、推奨又は決定を行う機械ベースのシステムであり、データ入力を使用して、現実及び仮想環境を認識し、自動又はアルゴリズムによる統計分析を通じてそのような認識をモデルに抽象化し、モデル推論を使用して、分類、予測、推奨又は決定を行うもの
- (b) (a) に記載されたシステムの一部又は全部を使用して動作する、あらゆるデータシステム、ソフトウェア、ハードウェア、アプリケーション、ツール、又はユーティリティ

- 禁止される対象技術

規則案では、禁止取引の対象となる対象技術の範囲として、以下の技術を想定している。

- 高度集積回路設計及び装置

集積回路や先端パッケージングの設計を目的とした電子設計自動化ソフトウェアの開発又は製造。

(i) 集積回路の大量生産を目的とした特定の半導体前工程製造装置、(ii) 先端パッケージングの大量生産を目的とした装置、又は (iii) 超紫外線リソグラフィ装置での使用又は併用を唯一の目的としたその他の物品の開発又は製造。

- 高度集積回路設計及び製造

通商省産業安全保障局が指定する一定の高度な技術的基準を満たす若しくはそれを上回る集積回路の設計又は 4.5 ケルビン以下で動作するように設計された集積回路の設計。また、(i) 規則案で指定された技術的基準を満たす高度な集積回路の製造、(ii) 先端パッケージング技術を使用した集積回路のパッケージングも含まれる。

- スーパーコンピュータ

41,600 立方フィート以下の容積のエンベロップで、64 ビット演算能力で 100PFLOPS 以上又は 32 ビットで 200PFLOPS 以上の理論的演算能力を持つ、先進的な集積回路を搭載したスーパーコンピュータの開発、設置、販売又は製造。

- 量子コンピュータ及びその部品

規則案で定義されている量子コンピュータの開発、又は量子コンピュータの製造に必要な重要な部品（希釈冷凍機や 2 段パルスチューブ冷凍機など）の生産

- 量子センサー

軍事、政府インテリジェンス又は大規模監視を目的とした量子センサーの開発又は製造

- 量子ネットワーク及び量子通信システム

(1) 量子コンピュータの能力を拡張するためのネットワーク、(2) 量子鍵配送などの安全な通信、又は (3) 軍事、政府インテリジェンス、又は大規模監視を目的とするその他の用途のために設計された又は対象外国人がこれらの目的で使用することを意図した、あらゆる量子ネットワーク又は量子通信システムの開発又は製造

- AI システム

軍事目的、政府インテリジェンス又は大規模監視を目的としてのみ使用される又は対象外国人がこれらの目的で使用することを意図する AI システム

上記の用途に基づく規制に加えて、財務省は (i) フロンティア AI モデルの制御のための技術的パラメータを定義すること、(ii) 一定の演算能力を使用して訓練された AI システムを規制

すること、(iii) 一定の演算能力を使用して訓練された生物学的配列データを使用する AI システムについて、パブリックコメントを求めている。

- 米国政府の制限対象者リストと禁止取引への引き上げ

対象取引（届出取引、禁止取引のいずれも）は、規制案で指定されている米国政府リスト（エンティティリスト、SDN リストなど）に指定されている対象外国人と行う場合又は対象外国人が取引に関与する場合は、禁止取引となる。

- 届出対象技術

規則案では、届出取引の対象となる対象技術の範囲として、以下の技術を想定している。

- 集積回路の設計と製造

上記の禁止取引の定義に該当しない集積回路の設計、製造及びパッケージングが含まれる。

- AI システム

届出が必要な AI システムの開発には、上記の禁止取引の範囲に含まれない AI システムであり、(i) 政府インテリジェンス又は大規模監視目的又は軍事目的での使用のために設計されているもの、(ii) 対象外国人が、情報セキュリティ用途、デジタルフォレンジックツール、不正侵入テストツール又はロボットシステムの制御を目的として、使用することを意図しているもの、又は (iii) 一定の水準（財務省は規則案で挙げた 3 つの基準を評価中である）を超える演算能力を使用して訓練されたものが含まれる。

財務省は、さらなる修正（例えば、低い演算能力しか用いない高品質なデータで訓練された特殊な AI モデルをどのように捕捉するかなど）についても検討していく意向を示している。

- 量子情報技術

大統領令第 14105 号は、財務省に対し、届出義務のある取引に該当する量子情報技術の細目を指定する権限を与えているが、規則案では現在、そのような指定は行われていない。

7. その他の留意事項

- 軽微基準の見送り

ANPRM へのコメントを踏まえ、財務省は、規制案において禁止又は届出の対象とならない軽微基準を検討したが、軽微基準の導入は見送った。

- 対象外国人の例示リストの不発行

ANPRM へのコメントでは、財務省が対象外国人の例示リストを発行することを求めるものがあったが、財務省は、そのようなリストは頻繁に更新される必要があり、又網羅的にはならないことを理由として、この提案を採用しなかった。

- 米国を経由する非米国人

財務省に対し、米国を経由する非米国人を米国人の定義から除外するよう求めるコメントがあったが、規則案では、そのような者が対象取引となる可能性のある行動（米国を経由中に投資書類に署名する場合など）を行う場合には、対象取引に含まれるとしている。財務省は、そのような事態は頻繁には発生せず、事前の計画により合理的に緩和できる可能性があるとしている。

- 条件付持分及び転換権付負債に関する 2 回の通知

NPRM では、転換権付負債又は条件付持分の場合、(i) 転換権付き負債又は条件付株式を取得する際と、(ii) 株式そのものを取得する際、財務省への通知が 2 回必要となる可能性があるとして規定されている。財務省は、条件付株式及び転換権付負債に関する情報収集と監視を強化する目的で、この 2 回の通知を正当化している。

- 違反

規則案では、以下の規定が定められている。

- 罰則

違反した場合には、IEEPA で定められた上限額までの民事及び刑事罰が科される。

- 資産売却

規則案では、大統領令第 14105 号で認められているように、財務省に禁止取引の無効化又は資産売却を強制する権限を付与している。

- 自主的開示

規則案では、米国人が規則の条項に違反する可能性がある行為を自主的に開示できるプロセスを想定している。

[最初のページに戻る](#)

4. 欧州

英国

ボランティアクレジットが VAT の課税対象に

概略

2024 年 5 月 9 日、Her Majesty's Revenue and Customs（関税消費税庁、以下「HMRC」）はボランティアクレジットの VAT の取り扱いについて新たなガイダンスを公表した。現状、ボランティアクレジット取引は VAT の対象外であるのに対し、コンプライアンスクレジットについては VAT の対象となっている。

HMRC が、2024 年 9 月 1 日以降の取引について、免税、当初発行又は投機目的でない限り、ボランティアクレジットの売買は基本的に VAT の対象になると公表したことで、カーボンクレジットを扱う事業者は影響を慎重に見定め、適切に VAT を処理することが必要になると思われる。

ボランティアクレジットは、電子的に記録される無形的手段であり、最終的には排出量を相殺したい企業又は個人に対して CO2 削減プロジェクトから移

転され、最終的には排出量を相殺するために償却されることとなる。ボランティアークレジットは規制の枠外のものであり、生成できるボランティアークレジットの数に制限はなく、価格は需要と供給に基づいて決定される。

ボランティアークレジットは、HMRCによって「独立して検証されたカーボンクレジットプログラムによって発行される取引可能な手段である。ベースラインシナリオを参照して測定された大気中の1,000トンの二酸化炭素又は同等量の温室効果ガス（GHG）の削減又は除去を表す」と定義されている。

新たなガイダンスにおける取り扱い

2024年9月1日以降、ボランティアークレジットの取引は基本的にVATの対象となる。従って、英国における市場参加者は、ボランティアークレジットの購入に対してVATを支払い、その後の購入者が英国にいる場合の売却に対してVATを適用することが求められることになる。これはボランティアークレジットの取引に関連する費用に対してVATにかかる仕入税額控除を適用する権利を持つ市場参加者にプラスの影響を与えると考えられる。もっとも、ボランティアークレジットの売買にかかるVATを適切に処理していない場合には、ペナルティや延滞税が発生する可能性があるため、コンプライアンスコストが増加する。従って、市場参加者は、VATとコンプライアンス義務の範囲を評価するために可及的速やかに契約を見直し、契約に基づいてVATがどのように扱われるかを検討することが必要になると考えられる。

HMRCは、ボランティアークレジットについても、コモディティ取引に関するVATの取り扱いを定めた「Terminal Market Order（以下、「TMO」）」に規定される免税の適用対象となる可能性があることを示した。TMO制度は、従来、「実物」商品（金、銀、プラチナ、コーヒーなど）の取引に限定されてきた。しかし、Brexit以降、HMRCはTMOに基づく免税措置の適用範囲を拡大し、ボランティアークレジットなどの「無形資産」も対象に含めることとしている。TMO制度をボランティアークレジットに適用することは、この新しい取引のVATの取り扱いに関する不要な紛争を排除すると同時に、仕入税額控除を認めることになるため、歓迎すべき展開となると思われる。

なお、日本の国税庁は2012年10月12日付の文書回答により、ボランティアークレジットの有償での譲渡は日本の消費税法上、課税資産の譲渡等に該当すると公表している。

[最初のページに戻る](#)

ドイツ

違法なロビー活動 — 汚職撲滅のための新たな刑事犯罪

2024年6月18日、ドイツでは不適切なロビー活動という新たな刑事犯罪が導入された。企業のロビー活動への影響は軽視できない。特に、議員（Mandatsträger）による省庁等の公的機関での有償のロビー活動は刑事訴追の対象となる。企業は、議員に対する講演料やコンサルタント料、監督役員や取締役の活動への報酬の妥当性を見直すことが不可欠である。

ドイツでの「マスク事件」後の刑法強化

この新規制は、新型コロナウイルスのパンデミックに行われたいわゆる「マスク取引」に対応するものである。具体的には、ドイツ連邦議会とバイエルン州議会の議員が、マスク業者と連邦当局及び州当局の意思決定者との間で、場合によっては議員であるという立場を明示したうえで接触を図った事案である。議員らはその見返りとしてコンサルタント料や手数料を受け取っていた。

マスク事件はドイツで大きな政治的な波紋を呼んだが、議員に刑事処分が下されることはなかった。当時の汚職禁止法では、不当な金銭的利益の約束又は供与により議員に影響力を行使することは、誘導された行為が立法案への賛成又は反対の投票等、議員としての職務行為に該当する場合のみ処罰の対象だったためである。議員が手数料を受け取った取引先の紹介といった、議員としての職務行為以外に關しての対価の提供には適用されなかった。

このギャップはドイツ刑法第 108 f 条により解消され、議員の違法なロビー活動は一般的に汚職禁止の対象となる。議会外でのロビー活動も対象となり、任期中の行為であることが条件となる。同条により、国連腐敗防止条約や欧州評議会の腐敗に関する刑法条約といった国際水準と同等の規制となった。

新しい刑法犯の詳細

ドイツ刑法第 108 e 条第 1 項により、利益供与者又は第三者の利益を守るための行為を行うこと又は行わないことの見返りとして、不正な金銭的利益を、自ら又は第三者のために要求し、約束され又は受領した者は、3 年以下の禁錮又は罰金に科される。また、これに対応する利益の申出、約束又は供与を行った者も処罰の対象となりうる（ドイツ刑法第 108 e 条第 2 項）。

1. ドイツ、欧州及び国際機関の議員への有効性

ドイツ刑法第 108 e 条は、ドイツ連邦議会及び州議会の議員に加え、欧州議会及び国際機関の議会のドイツ人議員も対象としている。対照的に、連邦会議議員及び地方選出代議員は新規制の対象ではない。

2. ロビー活動に対する刑事責任の拡大

金銭的利益の提供、約束又は供与により議員に影響力を行使すること、及び、議員が当該利益を受領することは処罰の対象となる。利益の見返りとして、議員が任期中に利益提供者等の利益のために行為を行うこと又は行わないことが要件となる。

重要な変更点は、汚職の刑事責任において、議員の行為が職務の行使（例えば、議会委員会活動への参加）の一部である必要がなくなったことである。ドイツ刑法第 108 f 条は、単に「行為」に言及するのみであり、行われた活動のより詳細な説明をしていない。これは、議員がその立場により日常的に省庁や当局等の公的機関との特別なつながりや特権的なアクセスを有しており、それが職務に直接関係する行為以外においても営利化されうるという事実を考慮したものである。そのため、新たな規制は議員が公的機関とのつながりを悪用し、対価と引き換えに企業の利益を図る全ての事案に適用される。

他方、ドイツ刑法第 108 f 条の文言によれば、任期後又は行為の実行後に、合意なしに議員に対価が与えられた場合は処罰の対象でない。しかし、実際には検察庁は、少なくとも当初の時点で議員と企業との間に供与される利益について事前の合意があったと想定する傾向にあると思われる。

3. 不当な金銭的利益及び議会法への関係

本罪では不当な金銭的利益の約束又は供与も要件となる。ドイツ刑法第 108 e 条と異なり、第 108 f 条は有権者への働きかけといった議員のための無償の選挙活動といった非経済的利益は対象としていない。対照的に、「不当な」利益との概念は正確な定義を欠き、立法過程で既に批判を受けている。結局のところ、実際にどのような利益が不当なものとなされるかは現時点で予見できない。

そのため、新規制は議員の法的地位に関する規定にのみ言及している。これらの規定は議会によって異なるため、刑事責任は、最終的に影響力の行使が連邦レベル、州レベル又は国際レベルのいずれで行われたかによっても左右される。同時に、例えばドイツの議会法では、議員の義務を網羅的に列挙しているわけではない。議員法第 44 a 条は、ドイツ連邦議会議員が職務行為に加えて、専門的な活動やその他の活動に従事することを明示的に認めており、それ以外は職務に直接関連するコンサルタント業務等の特定の禁止事項を定めるのみである。他の当局や公的機関に対する利益代表が許されるかどうか、及びどの程度許容されるかについては、どのような活動が職務と直接関係するかという問題と同様、未確定である。

もっとも、ドイツ国会議員に関する議会規則の言及は、議員法第 45 条 2 項 1 号により、任期前に行われていた専門的・助言活動、専門的意見の提供又は出版・講演活動は関連する透明性規制に適合して許容されるものであり、刑事責任のリスクはないという結論が導き出される限りにおいて、少なくとも有益である。加えて、マスク事件以降、議員法第 44 a 条第 4 項は、専門家として又は事業上の事柄において、連邦議会議員であることに言及することは、（専門家又は事業における）利益をもたらす可能性がある場合、不適切であり、許されないことを明確に定めている。

コンプライアンスの観点から、企業は今後、議員との金銭的取引の適切性を事前に十分チェックし、記録しておく必要があるだろう。議会法はこの見直しの最初に指針となりうる。しかし、最終的には事案ごとの入念な分析に委ねられる。

4. 発効

ドイツ刑法第 108 f 条に定める違法なロビー活動は、2024 年 6 月 18 日に施行され、即時適用される。

[最初のページに戻る](#)

5. ESG / Sustainability

グローバル

ISSB がサステナビリティ情報開示に関する新たな作業計画に着手

概要

2024 年 6 月 24 日、IFRS 財団会議において、国際サステナビリティ基準審議会（International Sustainability Standards Board）（以下、「ISSB」）が今後 2 年間の作業計画に着手し、その作業計画に関する「フィードバック・ステートメント」を公表することで、サステナビリティ報告の状況をさらに整合させることが発表された。

ISSB 設立とその後の取組

2021 年 11 月の国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議（COP26）の場において、IFRS 財団は、国際的に統一された比較可能なサステナビリティ開示基準策定のため、IFRS 財団の組織内に ISSB を設立することを発表した。IFRS 財団が ISSB を設立した主な理由としては、サステナビリティ開示における自主的イニシアティブの急増に対処する必要性、投資家がサステナビリティ関連のリスクと機会に関する高品質で比較可能な情報を確実に入手でき

るようにする必要性、そして、企業が投資家に効率的にそのような情報を提供できるようにする必要性等がある。

ISSB は設立当初から、市場をリードするフレームワークや開示基準に関連する確立された専門知識と実践を基礎としながら、複数のサステナビリティ報告イニシアティブが急増したことによって生じた情報開示を複雑なものとする状況を緩和させることに取り組んできた。

はじめに、ISSB の設立にあたり、気候変動開示基準審議会（CDSB）、サステナビリティ会計基準審議会（SASB）、国際統合報告審議会（IIRC）が IFRS 財団に統合された。さらに、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）は、ISSB の最初の基準である IFRS S1「持続可能性関連財務情報の開示に関する一般要求事項」と IFRS S2「気候関連開示」の公表後に解散した。

ISSB は、国際的な証券規制当局をまとめる機関である IOSCO と緊密に連携しているほか、ISSB 基準の利用に向けて企業等が前進することを支援するため、管轄地域作業部会（Jurisdictional Working Group）を通じて管轄地域と直接連携している。すでに 20 以上の国・地域が ISSB スタンドールの利用を決定しているか、自国の法的・規制的枠組みに ISSB スタンドールを導入するためのステップを踏んでいる。これらの国や地域を合わせると、世界の国内総生産（GDP）の 55% 近くを占め、世界の時価総額の 40% 以上を占めている。

今後 2 年間、ISSB には、市場のさらなる需要に応え、気候変動関連情報開示の統合を実現することが期待される。

移行計画に関する開示の調和

世界的に、企業が低炭素経済への移行のために掲げている目標に取り組む計画に関する開示は、移行計画と呼ばれ、企業の気候変動関連情報開示の中で占める割合が高まっている。IFRS S2 では、企業が移行計画を構築している場合に、その情報開示を行うことを求めている。これらの開示要求事項の適用を支援し、市場で提供される情報の断片化を減らすため、ISSB は、移行計画の開示に関する枠組みや基準を合理化し、統合するための作業を支援する予定である。

ISSB の焦点は、企業に移行計画それ自体に従事することを求めるのではなく、IFRS S2 の焦点と一致するように、企業が有する計画に関する高品質で意思決定に有用な情報を提供することに引き続き置かれる。

移行計画の開示に関する枠組みや基準を合理化し統合するため、IFRS 財団は、移行計画タスクフォースが作成する開示に特化した資料についても責任を負っており、当該資料は、IFRS サステナビリティ・ナレッジ・ハブ¹に掲載される予定である。

また、近い将来、IFRS 財団は、IFRS S2 の要求事項が変更されないよう、グローバルな適用可能性を確保し、グローバルなベースラインと IFRS S2 の「企業の見通しに影響を与える気候変動に関連するリスクと機会の開示」という焦点との完全な互換性を実現し、投資家と金融市場のニーズに応えるために、移行計画タスクフォースによって作成された資料を使用して教材を開発する予定である。

温室効果ガス（GHG）排出量の効果的な測定

¹ Knowledge hub: <https://www.ifrs.org/sustainability/knowledge-hub/knowledge-hub-search/>

IFRS S2は、GHG プロトコル企業基準（2004）²が世界中で広く使用されていることを踏まえ、GHG 排出量を GHG プロトコル企業基準（2004）に従って測定することを求めている。さらに IFRS 第2号は、企業バリューチェーン（スコープ3）基準（2011年）に規定されているスコープ3のカテゴリーを使用することを企業に求めている。

IFRS 財団と GHG プロトコルは、GHG プロトコルと ISSB の作業の継続的な互換性を確保し、提供される情報が資本市場のニーズを満たすことを確実にするため、ISSB が GHG プロトコルの基準やガイダンスに関する更新や決定に積極的に関与できるよう、ガバナンス体制を整える覚書に署名した。これには、ISSB 代表を GHG プロトコル独立基準委員会のオブザーバーとして任命することも含まれる。

両者の協力関係を深めることは、GHG 排出量の測定、管理、報告を求める企業にとって大きな利益につながると考えられる。

CDP との提携による整合性

CDP（Carbon Disclosure Project）は、ISSB の主要なグローバル気候情報開示パートナーであり、ISSB 基準への準拠を目指す企業を支援する信頼できるツールを提供している。

2024年6月に、CDP は 2024年版アンケートを 75,000 の組織に公開した。このアンケートは、CDP の気候変動情報開示の基礎となるベースラインとして、IFRS S2 と整合している。

GRI との完全な相互運用性

2024年5月に IFRS 財団とグローバル・レポーティング・イニシアティブ（以下、「GRI」）の間で行われた発表にて、ISSB と GRI のグローバル・サステナビリティ基準委員会（GSSB）は、テーマ別基準設定とセクター別基準設定の両方において、それぞれの基準の異なるスコープと目的の下で、情報ニーズに対応する共通の開示を共同で特定し、整合させることを約束した。

ISSB と GRI の連携は、投資家や幅広いステークホルダーの情報ニーズを満たすことを目指す企業に対し、シームレスでグローバルかつ包括的なサステナビリティ報告システムを提供することを目指すものである。

自然関連財務情報開示タスクフォースからの情報提供

最後に、2024年6月24日に発表された ISSB の「フィードバック・ステートメント」では、ISSB は、生物多様性、生態系、生態系サービスに関する研究プロジェクトに着手する際に、投資家の情報ニーズを満たすために、関連するイニシアティブからどのように構築できるかを検討することが公表された。

ISSB は、この検討を行うにあたり、2023年9月に発表された「自然関連の財務情報開示に関するタスクフォース（TNFD）」の提言を検討することに合意している。

まとめ

² 事業者の GHG 排出量を算定・報告するにあたっての標準化ガイドライン。米国のシンクタンク「世界資源研究所（World Resources Institute : WRI）」と、持続可能な開発を目指す企業約 200 社の CEO 連合である「持続可能な開発のための世界経済人会議（World Business Council for Sustainable Development : WBCSD）」が主体となり 1998 年に発足した。

持続可能性に関連する情報開示の世界的なベースラインを強化するためにも、ISSBによる今後2年間の新しい作業計画は重要なものであり、世界中の多くの企業及び投資家の注目を浴びることになる。今後のISSBの動向に注視していきたい。

[最初のページに戻る](#)